

野洲市市制施行 20 周年記念式典企画運営業務 に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、「野洲市市制施行 20 周年記念式典企画運営業務」に係る契約の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等について、必要な事項を定める。

2. 業務概要

- (1) 業務名 野洲市市制施行 20 周年記念式典企画運営業務
- (2) 業務内容 別紙「野洲市市制施行 20 周年記念式典企画運営業務仕様書」のとおり
- (3) 業務場所 野洲市内
- (4) 業務期間 契約日から令和 6 年 12 月 16 日まで
- (5) 記念式典開催日・場所（予定）
令和 6 年 11 月 17 日（日）
野洲文化ホール（野洲市小篠原 2142 番地）
- (6) 委託金額 「3. 予算額」のとおり
- (7) 委託契約 本プロポーザルにより選定した優先交渉権者を相手方として、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を行う。なお、本プロポーザルの優先交渉権者である特定業者との間で、参考見積書を上限とした見積徴取を実施する。

3. 予算額

委託金額の上限は 2,900,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

4. 実施形式

公募型

5. スケジュール

実施内容	実施期日
プロポーザル実施要領の公告	令和 6 年 5 月 23 日（木）
質疑受付締切	令和 6 年 5 月 30 日（木）17 時まで
質疑回答	令和 6 年 6 月 4 日（火）
参加申込書・企画提案書の提出締切	令和 6 年 6 月 14 日（金）17 時まで
一次審査（書類審査）結果の通知	令和 6 年 6 月下旬（予定）
二次審査（プレゼンテーション）	令和 6 年 7 月 3 日（水）（予定）
審査結果の通知	令和 6 年 7 月中旬（予定）
契約締結	令和 6 年 7 月中旬（予定）

6. 参加資格

(1) プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ② 野洲市から野洲市建設工事等入札参加停止基準（平成 20 年野洲市告示第 88 号）に基づく入札参加停止または野洲市物品供給、役務提供に係る指名停止基準（平成 16 年野洲市訓令第 33 号）に基づく指名停止を現に受けていないこと。
- ③ 国税、地方税を滞納していない者であること。（過去を含めて税に未納がないこと。）
- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- ⑤ 野洲市暴力団排除条例（平成 23 年野洲市条例第 22 号）第 6 条の規定により、次のアからカの要件に該当する者でないこと。
 - ア 役員等（競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下、「役員等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）であると認められる者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下、「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
 - カ 上記アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- ⑥ 平成 27 年度から令和 5 年度までの間に、本業務と同程度の式典の企画運営業務を受注し、完了した実績があること。
- ⑦ 滋賀県内に本社を置く法人であること。

(2) プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出し、確認を受けた上で、当該プロポーザルに参加することができる。なお、野洲市物品供給、役務提供業者一覧表に登録された者は、これらの書類の提出を省略することができる。

- ① 会社役員名簿
- ② 履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）
- ③ 国税（法人税及び消費税）、地方税の納税証明書（過去を含めて税に未納がないことが確

認できること。)

- (3) 参加者は、候補者決定までの間に、本要領に定める参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

7. プロポーザルに関する説明会

本プロポーザルに関する説明会は実施しない。

8. 質疑・応答

- (1) 提出方法 質問票（様式2）により、「15. 問合せ先」に記載されたメールアドレスへ次の期限までに提出することとし、それ以外による質問には応じないものとする。
- (2) 受付期限 令和6年5月30日（木）17時まで
- (3) 回答方法 令和6年6月4日（火）17時までに野洲市ホームページにて掲載する。なお、質問者の名称等は公表しない。

9. 参加申込の手続き

(1) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領、仕様書及び野洲市契約規則等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

① 参加申込書類

- ア 参加申込書（様式1）
- イ 誓約書（様式3）
- ウ 会社概要（任意様式。体制が分かるものであればパンフレット等でも可）
- エ 「6. 参加資格」の(2)に掲げる書類

② 企画提案書類

- オ 企画提案書（様式4） ※詳細内容は任意様式とする。
- カ 業務経歴書（様式5）
- キ 実施体制調書（様式6）
- ク 業務工程表（様式7）
- ケ 参考見積書（任意様式） ※見積明細書含む。

※規格は、原則A4版、縦型、横書き、左綴じ、両面印刷とする。

※ア～エについては1部、オ～ケについては7部を提出すること。

※エについては、野洲市物品供給、役務提供業者一覧表に登載されている者は、提出を省略することができる。

(2) 提出期限

令和6年6月14日（金）17時まで

(3) 提出方法

持参又は郵送に限る。郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、上記の提出期間終了までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、提出者のリスク負担とする。

(4) 提出先

〒520-2395 滋賀県野洲市小篠原 2100 番地 1 野洲市政策調整部企画調整課
電話番号 077-587-6039 メール kikaku@city.yasu.lg.jp

10. 審査方法

(1) 選定方法

本要領及び仕様書等に基づき提出された書類について、別紙「野洲市市制施行 20 周年記念式典企画運営業務に係るプロポーザル審査項目」に基づき審査する。

なお、審査は一次審査（書類審査）と二次審査（プレゼンテーション、ヒアリング）の 2 段階で行うものとする。一次審査は提出資料をもって採点を行い、審査結果を全参加者に通知するとともに、二次審査の対象となる事業者には、下記(2)のとおり二次審査の詳細日時と順番を通知する。

(2) 二次審査日時

審査日は令和 6 年 7 月 3 日（水）を予定しており、時間や場所、順番等の詳細については、別途連絡を行う。

(3) 開催場所

野洲市役所

(4) 出席者

原則 3 名以内とする。そのうち 1 名については、実際に市との窓口になり主に業務を担当する業務責任者とする。

(5) 審査基準

二次審査においては、次のとおり提案者からプレゼンテーション（企画提案書説明）及びヒアリング（質疑応答）を行い、提案内容を総合的に審査するものとする。

- ① プレゼンテーションは 20 分以内とし、ヒアリングは 10 分程度とする。（合計 30 分程度）
- ② プレゼンテーションは、原則として事前に提出した企画提案書を用いるものとし、内容をより深く理解するための説明とする。
- ③ 追加資料等の配布は可とするが、企画提案書の内容と矛盾せず、また、逸脱しないこと。
- ④ 審査は企画提案書、プレゼンテーション、ヒアリングの内容を基に、別添「審査項目」に記載のとおり行うものとする。
- ⑤ プレゼンテーションに使用する備品として、モニター、テーブル、椅子、電源タップ及びマイクは市において準備するものとする。その他必要な資機材がある場合は、提案者が用意すること。
- ⑥ 説明に要する提案者の経費は、全て提案者の負担とする。
- ⑦ 提案者が 1 者のみであっても、本公募型プロポーザルは成立するものとする。

(6) 評価方法

評価は、二次審査の評価点により順位を付け、優先交渉権者 1 者を選定する。なお、得点の合計が最低基準（6 割）に満たない場合は不採用とする。

参加者が 1 者のみであった場合は、上記の最低基準で審査し、優先交渉権者を選定する。

最高得点者が複数の場合は、審査委員会で協議のうえ選定する。審査結果は、プレゼンテ

ーションに参加した全ての提案者に対して、文書を発送して通知する。

また、優先交渉権者に選定されなかった提案者が、その理由について説明を求める場合は、文書通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に書面により提出すること。

11. 無効となるプロポーザル

次のいずれかに該当する場合は無効となる場合がある。

- (1) 提出期限を過ぎてから提出書類が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載がある場合
- (3) 審査委員会委員と不正な接触をする等、審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 著しく信義に反する行為をした場合
- (5) その他、本要領に違反した場合

12. 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差替え及び追加・削除は、認めない。
- (3) 提出された書類は、このプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 企画提案書の提出は、1者につき1案とする。

13. 情報の公開及び提供

市は、企画提案者から提出された企画提案書等について、野洲市情報公開条例（平成16年野洲市条例第9号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については、決定後の開示とする。

14. その他

(1) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。

やむを得ない事情により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において、本公募型プロポーザル方式に要した費用を野洲市に請求することはできない。

(2) 参加辞退の場合

参加申込書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届（様式8）を、「15. 問合せ先」宛に提出すること。

(3) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ① 参加資格要件を満たしていない場合

- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ③ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
 - ④ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
 - ⑤ 参考見積書の金額が、「3. 予算額」にある額を超過した場合
- (4) 著作権等の権利
- 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。
- ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託先にあらかじめ通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。
- (5) 申請者は、公募型プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

15. 問合せ先

〒520-2395 滋賀県野洲市小篠原 2100 番地 1 野洲市政策調整部企画調整課
電話番号 077-587-6039 メールアドレス kikaku@city.yasu.lg.jp